

ADL維持等加算の算定要件（基準等抜粋）

《指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）より》

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

（中略）

- 12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位
- ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位

《厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）より》

16の2 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準

イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （1）利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（（2）において「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。）の総数が20人以上であること。
- （2）利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。
- （3）利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第27条第1項の要介護認定又は法第32条第1項の要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
- （4）利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月からききさんして6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下こ

の号において「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者((5)において「提出者」という。)の占める割合が100分の90以上であること。

(5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値(以下「ADL利得」という。)が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)の利用者について、次の(一)から(三)までに定める値を合計して得た値が零以上であること。

(一) ADL利得が零より大きい利用者 1

(二) ADL利得が零の利用者 0

(三) ADL利得が零未満の利用者 -1

ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。

(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

≪指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)より≫

3の2 地域密着型通所介護費

(1) ADL維持等加算について

①ADLの評価は、Barthel Indexを用いて行うものとする。

②指定居宅サービス基準第16条の2イ(4)におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の適用欄に記載することで行う。

③指定居宅サービス基準第16条の2ロ(2)におけるADL値の提出は、ADL維持等加算(Ⅱ)の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に指定居宅サービス基準第16条の2イ(4)において求められるADL値の提出を兼ねるものとする。

④平成30年度の算定については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)、(2)、(3)、(4)の「そ

の評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（（5）において「提出者」という。）の占める割合」を「その評価に基づく値（以下この（11）において「ADL値」という。）が記録されている者（（5）において「被記録者」という。）の占める割合」と読み替えたもの、及び（5）の「提出者」を「記録者」と読み替えたものを満たすことを示す書類を保存していれば、それを根拠として算定できることとする。

- ⑤平成 31 年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの間に、指定居宅サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ、ロ又はハの注 12 に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から同年 12 月までの期間を評価対象期間とする。
- ⑥提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。